



一般社団法人 電波産業会  
Association of Radio  
Industries and Businesses

No.847 2012年8月27日

ARIBからのお知らせ

第100回記念 電波利用懇話会開催のお知らせ  
「最近の電波行政の動向について」(仮題)

ワイヤレスブロードバンドの進展等に伴い周波数が急速にひっ迫する中、国民生活の利便性向上や安心・安全確保のため電波有効利用の促進が求められています。総務省では、本年3月に「電波有効利用の促進に関する検討会」を開催し、電波の有効利用のための諸課題や具体的方策について検討を進め、8月に中間とりまとめを行いました。

また、本年3月に国会に提出された電波法の一部を改正する法律案では、特定の周波数を用いる電気通信業務用基地局（携帯電話基地局）について、総務大臣が定める開設指針に適合する計画を申請した者の中から、入札等（入札又は競り）により、最も入札価額の高い者の入札開設計画を認定する制度を創設することとしています。

今回の電波利用懇話会は、第100回を記念して総務省 総合通信基盤局 竹内 芳明 電波政策課長を講師にお迎えし、最近の電波行政の動向についてご講演を頂きます。

会員の皆様には、是非ともご参加下さいますようにご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 : 平成24年9月28日(金) 午後4時から5時30分まで  
※ 懇話会終了後、意見交換会を予定しています。
- 2 場 所 : 一般社団法人電波産業会 会議室（懇話会、意見交換会とも）  
東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11階 TEL:03-5510-8592
- 3 題 名 : 最近の電波行政の動向について（仮題）
- 4 講 師 : 総務省 総合通信基盤局 竹内 芳明 電波政策課長
- 5 対 象 : ARIB 正会員及び賛助会員
- 6 参加者 : 70名程度（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 7 申込先 : 当会ホームページ (<http://www.arib.or.jp>) の「講演会等開催案内」まで
- 8 参加費 : 無料
- 9 問合せ先 : 企画国際部 電波利用懇話会事務局 芝山 まで  
TEL: 03-5510-8592 e-mail:arib-seminar2012@arib.or.jp

## CEATEC JAPAN 2012 開催と ARIB 出展のお知らせ

CEATEC (Combined Exhibition of Advanced TEChnologies) JAPAN は、通信・情報・映像が融合したデジタルネットワーク時代を反映した最新の技術・製品・システム・ソフト等を一堂に集め、その成果を情報発信するアジア最大級の最先端 IT・エレクトロニクス総合展です。

今回で 13 回目を迎える同展示会『CEATEC JAPAN 2012』が、10 月 2 日(火)から 5 日間、幕張メッセにおいて開催されます。

当会は同展示会に協賛するとともに、下記のとおり今年も ARIB ブースを設けて、当会の最新の活動状況等を紹介いたします。ぜひ、お立ち寄りください。

### 記

- 1 会期：特別招待日 10 月 2 日(火) 10:00 ~ 17:00 (入場には特別招待券が必要)  
公開日 10 月 3 日(水) ~ 6 日(土) 10:00 ~ 17:00
- 2 会場：幕張メッセ (千葉市美浜区中瀬 2-1)  
ARIB 出展場所：ライフ&ソサエティ ステージ (ホール 3 小間番号 3B47)
- 3 ARIB 出展内容
  - (1) パネル展示による ARIB の概要、研究開発活動の紹介
  - (2) ARIB の第 23 回電波功績賞を受賞した技術やシステムの実機展示等を含む紹介
  - (3) ARIB Web サイトによる標準規格ダウンロード等の紹介
  - (4) セミナーの開催 10 月 5 日 (金) 10:30~11:30 (場所:展示会場内)  
テーマ：「通信放送分野における新技術の標準化動向」(仮題)  
※ 聴講は CEATEC の Web サイトからの事前予約制となっておりますが、席に余裕があれば予約なしでも聴講可能です。
- 4 会場へのアクセス：JR 京葉線 海浜幕張駅 (会場まで徒歩 7 分)  
JR 総武線 幕張本郷駅、京成線 幕張本郷駅 (会場までバス 15 分)
- 5 入場：入場料が無料となる Web 事前登録をお薦めします。  
詳細は、CEATEC の Web サイト (<http://www.ceatec.com/2012/ja/index.html>) をご覧ください。

### ARIB の動き

## 「ラウドネスサミット」の地方開催 ～ 全国 8 会場で実施 約 2000 名が来場 ～

一般社団法人電波産業会は、6 月 1 日から 7 月 11 日の期間、「ラウドネスサミット」の地方開催を実施しました。関東甲信越会場を皮切りに、四国会場(愛媛)、四国会場(高知)、北陸会場、中国会場、東北会場、九州会場ならびに北海道会場の 8 か所に渡り、キャラバンで開催いたしました。

昨年 11 月、InterBEE2011 会場で開催した「ラウドネスサミット東京」に参加できなかった方々を中心に、全国各地域の番組制作会社、広告代理店及び放送局などの関係者、合計 1,969 名の方々にご来場いただきました。民間放送連盟は本年 10 月また日本放送協会は来年 4 月に、ラウドネスの本格運用を開始します。そのため、当会に対して開催前より、本サミットに関する問い合わせのみならず、ラウドネスの運用に関連するお問合せも多数お寄せいただきました。各開催会場においては、参加者は最後まで熱心に受講され、活発な質疑応答も展開されました。

ラウドネスサミット東京から今回の地方開催を通じ、当会の周知広報活動に対して、多くの関係者よりご評価の声を頂いており、当会としては、今後とも会員ニーズを踏えた講演会や説明会などを適宜開催して参りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。



東北会場



九州会場

## 総務省からのお知らせ

### インマルサット BGAN 型航空機搭載用無線設備の導入に向けた 制度整備案に対する意見募集

—無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集—

【平成 24 年 8 月 3 日の総務省報道資料から】

総務省は、インマルサット BGAN 型航空機搭載用無線設備の導入に向けた制度整備のため、無線設備規則の一部を改正する省令案等を作成しました。

つきましては、当該改正案について、平成 24 年 8 月 4 日（土）から平成 24 年 9 月 3 日（月）までの間、意見を募集します。

#### 1 背景

現在、我が国では、インマルサット携帯移動地球局のインマルサット BGAN（Broadband Global Area Network）型システムについては、携帯端末用、車載用及び船舶搭載用のサービスが提供されているところです。

今般、航空機内インターネット接続等を可能とするインマルサット BGAN 型航空機搭載用無線設備（英国インマルサット社のサービス名称「Swift Broadband」）を我が国でもサービス提供を可能とするため、無線設備規則及び関係する告示等の一部改正を行うものです。システムの概要については[参考資料](#)を参照してください。

## 2 意見公募要領

### (1) 意見募集対象

- ア 無線設備規則の一部を改正する省令案（[別添 1](#)：新旧対照表）
- イ 平成 17 年総務省告示第 1226 号の一部を改正する告示案（[別添 2](#)：新旧対照表）
- ウ 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（[別添 3](#)：新旧対照表）

### (2) 意見の募集期間

平成 24 年 9 月 3 日（月）17:00 必着（郵送については、同日必着とします。）

詳細については、[別紙](#)の意見公募要領を御覧ください。

なお、意見募集対象については、総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先において閲覧に供することとします。

## 3 今後の予定

寄せられた意見及び電波監理審議会への諮問・答申を踏まえ、関係省令等の改正を行う予定です。

### L 帯を使用する新たな衛星携帯電話（スラヤ衛星携帯電話）の導入に向けた制度整備案に対する意見募集

－電波法施行規則等の一部改正等に係る意見募集－

[【平成 24 年 8 月 3 日の総務省報道資料から】](#)

総務省は、L 帯の周波数を使用する新たな衛星携帯電話（スラヤ衛星携帯電話）の導入に向けた制度整備のため、省令、告示及び訓令の一部改正案等を作成しました。

つきましては、当該改正案について、平成 24 年 8 月 4 日（土）から平成 24 年 9 月 3 日（月）までの間、意見を募集します。

## 1 背景

今般、大規模災害時における衛星携帯電話の有用性が改めて認知され、災害に対する備え等のために衛星携帯電話のニーズが高まっています。

このような背景を踏まえ、我が国において、L 帯を使用する新たな衛星携帯電話（スラヤ衛星携帯電話）のサービス提供を可能とするため、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）並びに関係する告示及び

訓令の一部改正等を行うものです。システムの概要については[参考資料](#)を参照してください。

## 2 意見公募要領

### (1) 意見募集対象

電波法施行規則の一部を改正する省令案 ([別添1](#): 新旧対照表)

無線設備規則の一部を改正する省令案 ([別添2](#): 新旧対照表)

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案 ([別添3](#): 新旧対照表)

無線設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める告示制定案 ([別添4](#))

平成19年総務省告示第653号の一部を改正する告示案 ([別添5](#): 新旧対照表)

平成16年総務省告示第859号の一部を改正する告示案 ([別添6](#): 新旧対照表)

平成15年総務省告示第344号の一部を改正する告示案 ([別添7](#): 新旧対照表)

周波数割当計画(平成20年総務省告示第714号)の一部を変更する告示案 ([別添8](#): 新旧対照表)

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 ([別添9](#): 新旧対照表)

### (2) 意見の募集期間

平成24年9月3日(月) 17:00 必着(郵送についても、同日必着とします。)

詳細については、[別紙](#)の意見公募要領を御覧ください。

なお、意見募集対象については、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先において閲覧に供することとします。

## 3 今後の予定

寄せられた意見及び電波監理審議会への諮問・答申を踏まえ、関係省令等の改正を行う予定です。

## 編集後記

9月1日は「防災の日」です。1923年(大正12年)のこの日に起きた関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えの意味も含めて、1960年(昭和35年)に制定されたものです。

家庭では、いざという時に備え避難場所の確認や非常持ち出し袋を用意しておきましょう。不安定な家具がないかなど、この機会にぜひ今一度家の内外の点検を! (編集子: bsj)



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS  
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F  
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103  
<http://www.arib.or.jp> E-mail [arib\\_news@arib.or.jp](mailto:arib_news@arib.or.jp)